

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人福原学園
②設置大学名称	九州女子短期大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	0 9 3 - 6 9 3 - 3 1 1 6
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 4 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/basicinformation/governancecode_tandai
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念、使命・目的、人材養成に資する教育の目標等を大学の学則および「学生便覧」「教員ハンドブック」（冊子）に明示し、毎年度、学生や教職員に周知しています。また本学ウェブサイト等において教育理念（基本理念、活動理念）を掲載し教育方針、教育の特色、教育体制等について広く社会に公表しています。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	建学の精神に基づき、人材養成及び教育研究上の目的達成の方針を示す「三つのポリシー」（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を策定しています。これらは学生の入学から卒業又は修了までの教育活動を実施するための基本的な指針となっています。また、これらの三つのポリシーは、本学における教育の質向上（内部質保証）を図るため自己点検・評価活動のなかで外部有識者の意見を踏まえつつ、毎年必要な改善・向上を図ることとしています。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	九州女子大学組織規則において、学長、副学長、学長特別補佐及び学部長等の教学組織の権限と役割を明確にしています。 九州女子大学学則において、学長の意思決定を補佐する機関として評議会を置き、大学の管理並びに運営に関する事項を審議し最終決定を行っています。また、大学の教育研究の重要な事項を審議するために教育運営委員会（教授会）を設置しています。学長が学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等について決定を行うに当たり意見を述べる機関としています。各学部教育運営委員会を置き、教育研究の適正かつ効果的な運営を行っています。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	平成 19 (2007) 年 4 月から評議会ならびに各種委員会に事務局の各課長を構成員に加え、教育職員と事務職員との協働関係の強化を図っています。評議会で審議し学長が決定した方針や事業をはじめ、教育支援に関する企画提案やデータ収集ならびに資料作成等、将来計画から日常的な案件に至るまで大学運営全般を教職協

	働で進めています。特に大学事務機能の核である学生の教育と学生支援を担う教務部教務課および学生部キャリア支援課は、それぞれの部を統括する教務部長ならびに学生部長を教育職員が担い、これを補佐する両課の課長ならびに課員と密に連携しています。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教育職員の資質向上を図る方策として、FD推進活動等組織的な取り組みは、大学設置基準第25条の3に基づいて、九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程を制定し、設置したFD推進委員会が中心となり、定期的に活動しています。FD研修会は毎年2回開催し、全教職員の参加を求めています。 また、職員研修委員会規程に基づき、研修実施方針及び研修計画を策定したうえで、教育職員及び事務職員等に必要な知識及び技能を修得させ、その能力及び資質の向上に資するため、組織的な研修を実施しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	福原学園中期経営計画委員会において、「経営基本方針」が策定され、建学の精神に基づいた教育活動について本学における課題を踏まえた実施計画を策定した後、第4次中期経営計画として評議員会において意見を徴し、理事会が決定した計画を実行しています。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	年度別の計画を事業計画アクションプランとして策定し、計画の進捗状況を管理するとともに次年度以降の課題について検証し、必要に応じて定量的に定めた成果目標を見直しています。また、事業計画アクションプランの結果を理事会に報告したうえで、福原学園ウェブサイトにて事業報告として掲載しています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神「自律処行」に基づく人材育成とともに、社会の要請に応じた学びの機会（リカレント教育等）を提供しています。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域に根差した実践教育を展開する大学として、教育・研究を地域社会の発展に資することを目的に

	「地域教育実践研究センター」を設置しています。 地域教育実践研究センターでは、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域課題（ニーズ）と大学資源（シーズ）を把握したうえで、地域の課題を解決するための地域連携事業を展開しています。
--	---

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国際等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れるための学内環境、施設設備の充実に努めています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現に向け、理事 3 名（総数 10 名）、評議員 3 名（総数 12 名）の女性を登用しています。 女性活躍の促進の観点から、本学事務局の管理職（課長職以上）に女性（5 名中 3 名）を積極的に登用しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成要件を「寄附行為」、「理事選任機関運営規則」に、理事長、副理事長、常務理事及び担当理事の職務を「理事長職務の委任に関する規則」に明確に規定しています。 理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に規定し、「寄附行為」及び「理事選任機関運営規則」に従い、評議員会の意見を十分に参酌したうえで、理事を選任しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、3 か月に 1 回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、私立学校法関係法及び寄附行為に従い、必要な事項について評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定しています。 理事会及び評議員会の役割、権限、職務及び体制や運営に関することを「寄附行為」、「理事会会議規則」及び「評議員会会議規則」に規定し、適切に理事会、評議員会を運営しています。 評議員会との建設的な協働と相互けん制体制を確立することにより、学校法人運営の透明性を確保しています。

実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事が、学校法人運営に必要な識見を習得できるよう、新任、外部を含む理事には情報提供や研修機会を確保するように努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の資格、職務等を「寄附行為」に規定し、理事会で監事候補者及び会計監査人の候補者を審議したうえで、評議員会の決議により選任しています。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査が適正かつ有効に行われるために必要事項を「監事監査規則」及び「内部監査規程」に規定しています。 監事は、内部監査室と情報を共有し、必要に応じ協力して調査を行う等の連携により、適切に監査を実施しています。 監事は、効率的な学園の監査業務を行うため、会計監査人と綿密な情報交換を行う等により、連携を図っています。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供や研修機会を確保するように努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数、資格及び職務を「寄附行為」及び「評議員選任・解任規則」に明確に規定しています。 評議員選任のための評議員選任委員会を「評議員選任・解任規則」に基づきを設置し、「寄附行為」に従い、適切に評議員を選任することで選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-3 ②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」において評議員会の招集や決議事項、評議員の役割、職務を規定するとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び運営体制に関することを「寄附行為」、「理事会会議規則」及び「評議員会会議規則」に定め、適切に運営しています。 理事会との建設的な協働と相互けん制体制を確立することにより、学校法人運営の透明性を確保しています。

実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員が、学校法人運営に必要な識見を習得できるよう、新任、外部を含む評議員には情報提供や研修機会を確保するように努めています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「リスク管理基本規程」を定め、危機事象およびリスク管理について定義し、理事長をリスク管理最高責任者とするリスク管理委員会が学園のリスク管理に係る方針、施策、年度計画の策定等の役割を担っています。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システムの基本方針に基づき、「コンプライアンス規程」を定め、法令、「寄附行為」若しくは学園の諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいます。また、寄附行為その他の内部規程に違反する行為に関する内部通報の適正な対応の仕組みを定め、内部監査室を窓口として内部通報体制を整備しています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学ウェブサイトの情報公開ページを設け、学校教育法施行規則第 172 の 2 に定める教育研究活動等の状況について情報を公表しています。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学ウェブサイトは、ユーザーが閲覧する媒体（PC、タブレット、スマートフォンなど）の画面サイズに応じて最適な表示となるようレスポンシブデザインを採用して、視認性を確保しています。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明